

第1 はじめに

新規制基準は、以下であらためて述べるとおり、福島第一原子力発電所事故を受けて発足し、いわゆる3条委員会として高度の独立性を保障された原子力規制委員会において、電気事業者からの中立性が確認された外部専門家が関与した公開の審議の下において、福島第一原子力発電所事故により得られた知見等最新の科学的知見を踏まえて策定されたものであり、また、いわゆるバックフィット制度により、本件原子力発電所のような既設炉にも適用されるものである。

第2 新規制基準の制定経緯

平成24年6月20日、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）が成立し、同法附則15条ないし18条に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）の改正が順次行われた。

原子力規制委員会は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）3条2項に基づく、いわゆる3条委員会として高度の独立性が保障され（原子力規制委員会設置法2条）、原子炉に関する規制をはじめ原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策の策定・実施を一元的につかさどる（同法4条）こととされ、その運営に当たっては、情報の公開を徹底する（同法25条）こととされた。

安全確保について、原子力規制委員会設置法は、「事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」（同法1条）と規定し、同委員会の組織理念においても、「原子力規制委員会は、…原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。原子力にかかわる者は…常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。」とされた（平成25年1月9日同委員会決定）。

原子力規制委員会の発足を受け、同委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」、「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」及び「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準に関する検討チーム」がおかれ（別紙1参照）、各チームの会合には、原子力規制委員会担当委員や外部専門家らが出席し、新規制基準の検討が行われた（例えば、「発電用軽水型原子炉

の新規制基準に関する検討チーム」は、平成24年10月から平成25年6月まで23回の会合を行った。)。なお、外部専門家については、原子力規制委員会の定めた内規「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づき、透明性・中立性を確保するため、電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められ、申告内容は同委員会ホームページ上で公開された。また、新規制基準の検討に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）39条1項に基づく意見公募手続（パブリックコメント）が行われ、原子力規制委員会規則等に加え、同委員会の内規についても、同手続の対象とされた。

かかる検討を経て平成25年7月8日に制定されたのが、いわゆる新規制基準である（具体的には、別紙2（1）ないし（6）の原子力規制委員会規則、同（7）、（8）の告示、同（9）ないし（15）の審査基準、同（16）ないし（30）の内規（規制基準に関連するもの）及び同（31）ないし（38）の内規（手続に関連するもの）に分類される。）。

なお、この新規制基準は、既設炉についても適用される（いわゆるバックフィット制度。原子炉等規制法43条の3の23第1項）。

第3 新規制基準の概要

福島第一原子力発電所事故では、津波により全ての電源が使用できなくなり、原子炉を冷却する機能を喪失した結果、炉心溶融とそれに続く水素爆発による原子炉建屋の破損等につながり環境への大規模な放射性物質の放出に至った。

原子炉等規制法は、前記改正により、同法1条に、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し」「原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」等の文言が明記された。

そこで、新規制基準では、地震や津波等の自然現象の想定を厳しくしたほか、重大事故等の発生を防止する対策（設計基準対策）が功を奏さずに重大事故等が発生した

場合においても、原子力発電所外への大規模な放射性物質の放出が起こらないようにするための対策（重大事故等対策）をあらためて求めるなど、福島第一原子力発電所事故により得られた知見を反映した諸対策が規定されている（別紙３参照）。

第４ まとめ

以上に述べたとおり、原子力規制委員会の位置づけ、制定経緯及び内容等からすれば、新規制基準には合理性があるものと考えている。

以 上

「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」名簿

(敬称略 50 音順)

担当委員

更田 豊志 原子力規制委員会委員

外部専門家

阿部 豊 筑波大学大学院教授

勝田 忠広 明治大学法学部准教授

杉山 智之 (独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター

燃料安全研究グループ研究主幹

山口 彰 大阪大学大学院教授

山本 章夫 名古屋大学大学院教授

渡邊 憲夫 (独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席

原子力規制庁

櫻田 道夫 審議官

安井 正也 緊急事態対策監

山形 浩史 重大事故対策基準統括調整官

山田 知穂 技術基盤課長

山本 哲也 審議官

(独) 原子力安全基盤機構

阿部 清治 技術参与

梶本 光廣 原子力システム安全部次長

平野 雅司 総括参事

舟山 京子 原子力システム安全部放射線・水化学グループリーダー

(平成 24 年 10 月 19 日時点)

※必要に応じて、適宜検討メンバーを追加する。

「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」
名簿

(敬称略)

担当委員

更田 豊志 原子力規制委員会 委員

外部専門家 (五十音順)

飯塚 悦功 東京大学大学院工学系研究科 上席研究員

勝田 忠広 明治大学法学部 准教授

越塚 誠一 東京大学大学院工学系研究科 教授

杉本 純 京都大学大学院工学研究科 教授

山口 恭弘 (独) 日本原子力研究開発機構

東海研究開発センター原子力科学研究所放射線管理部 部長

米岡 優子 品質保証システム第三者認証機関 元役員

渡邊 憲夫 (独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター 研究主席

原子力規制庁

山本 哲也 審議官

山田 知穂 技術基盤課長

小川 明彦 安全規制調整官

浦野 宗一 安全規制調整官

(独) 原子力安全基盤機構

平野 雅司 総括参事

新田見実雄 技術参与

木口 高志 技術参与

(平成 24 年 11 月 20 日時点)

※必要に応じて、適宜検討メンバーを追加する。

**「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」
構成員**

担当委員

島崎 邦彦 原子力規制委員会委員

外部専門家

釜江 克宏	国立大学法人京都大学原子炉実験所附属安全原子力システム 研究センター教授
高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
谷 和夫	独立行政法人防災科学技術研究所減災実験研究領域兵庫 耐震工学研究センター研究員
谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学理学研究院地震火山研究観測 センター教授
平石 哲也	国立大学法人京都大学防災研究所附属流域災害研究セン ター教授
和田 章	国立大学法人東京工業大学名誉教授

原子力規制庁

名雪 哲夫 審議官

(独) 原子力安全基盤機構

高松 直丘 耐震安全部次長

※必要に応じてメンバーを追加する。

新規制基準一覧

○実用発電用原子炉の規制に関する原子力規制委員会規則

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。平成 25 年原子力規制委員会規則第 4 号により改正）
- (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）
- (3) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）
- (4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）
- (5) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 8 号）
- (6) 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 7 号）

○実用発電用原子炉の規制に関する告示

- (7) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 13 年経済産業省告示第 187 号。平成 25 年原子力規制委員会告示第 10 号により改正）
- (8) 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和 53 年通商産業省告示第 666 号。平成 25 年原子力規制委員会告示第 10 号により改正）

○実用発電用原子炉の審査基準に関する内規

- (9) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19

日原子力規制委員会決定))

- (10) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。原規技発第1404152号(平成26年4月16日原子力規制委員会決定)により一部改正, 原規技発第1407092号(平成26年7月9日原子力規制委員会決定)により一部改正)
- (11) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。原規技発第1407092号(平成26年7月9日原子力規制委員会決定)により一部改正, 原規技発第1408062号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定)により一部改正)
- (12) 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (13) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306196号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (14) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (15) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

○実用発電用原子炉の規制基準に関連する内規

- (16) 原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (17) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。原規技発第1408064号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定)により一部改正)

- (18) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（原規技発第13061912号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (19) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（原規技発第13061913号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (20) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（原規技発第13061914号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1310241号（平成25年10月24日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (21) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061915号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (22) 実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061916号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (23) 実用発電用原子炉に係る運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061917号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (24) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（原規技発第13061918号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (25) 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（原管地発第1306191号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (26) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (27) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (28) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

- (29) 耐震設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (30) 耐津波設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306196号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

○実用発電用原子炉に係る許認可等の手続きに関連する内規

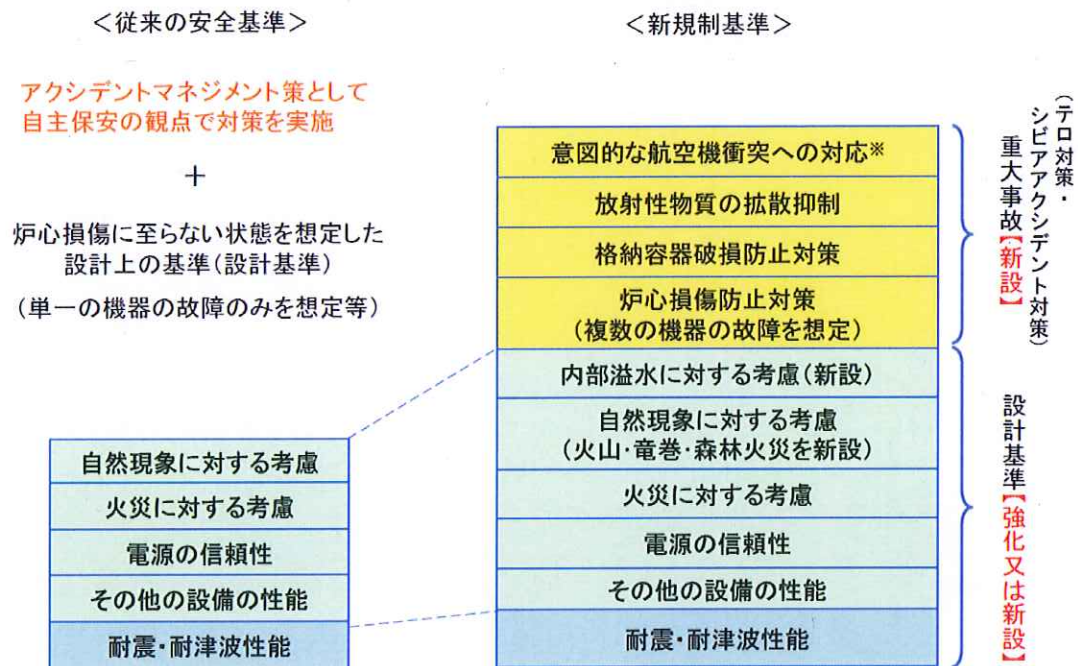
- (31) 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（原規技発第13061919号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (32) 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (33) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド（原規技発第13061921号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (34) 発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061922号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (35) 発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061923号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (36) 実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管P発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原管P発第1312063号（平成25年12月6日原子力規制委員会決定）により一部改正，原規規発第1408263号（平成26年8月26日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (37) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原管P発第131206

2号（平成25年12月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）

（38）実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド（原規技発第1311
273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））

(参考) 新規制基準の概要

18



[平成25年7月3日原子力規制委員会公表資料を用いて作成]

※ 基準で要求されている特定重大事故等対処施設については、経過措置として、適合までに5年の猶予期間が設定

(平成25年7月12日被告プレスリリースより抜粋)